

（仮称）厚木市暴力団排除条例骨子に係る意見募集の実施結果について

「（仮称）厚木市暴力団排除条例骨子」についての意見募集の結果と、提出された意見及び意見に対する市の考え方を公表する。

- 1 案件名 「（仮称）厚木市暴力団排除条例骨子」
- 2 意見募集期間 平成23年8月1日（月曜日）から8月31日（水曜日）まで
- 3 意見募集の周知
 - （1）閲覧場所
 - ・ 厚木市役所第二庁舎3階生活安全課
 - ・ 厚木市役所本庁舎1階市政情報コーナー
 - ・ 各地区市民センター（公民館）
 - ・ あつぎセーフティーステーション番屋
 - ・ 本厚木駅連絡所（えきちよこ）
 - ・ 愛甲石田駅連絡所
 - ・ 市ホームページ
 - （2）意見募集に係る広報等
 - ・ 広報あつぎ（8月1日号掲載）
 - ・ 市ホームページ
 - ・ 各閲覧場所へのチラシ
 - ・ 公民館だより（8月15日への掲載依頼）
- 4 提出状況
 - （1）提出人数 4名
 - （2）提出された意見の件数 7件
- 5 提出された意見及びそれに対する市の考え方（案）
別紙のとおり

(仮称) 厚木市暴力団排除条例骨子への御意見と厚木市の考え方 (案)

区分の凡例

I	条例(案)に反映するもの	3件
II	今後の取組の参考にするもの	3件
III	その他	1件

No.	意見	市の考え方(案)	区分
◆ 基本理念			
1	理念として暴力団を「恐れない」、「協力しない」、「利用しない」の3つを掲げているが、東京都の該当条例にあるように、「暴力団と交際しない」を追加し、いわゆる予防の大切さを前に出してはどうか。	基本理念につきましては、暴力団排除を推進する上で、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」という暴力団追放三不運動の精神を踏まえたものでございますが、暴力団と交際することの社会的責任の重さを鑑み、御意見の趣旨を採り入れてまいります。	I
◆ 市民及び事業者の役割			
1	市民及び事業者の「役割」ではなく「責務」とし、準強制的な効力がある意味をもたせることができると考える。具体的には、市民及び事業者も取引等に関与した場合は、暴力団員でなくても当該条例又はその他の条例により罰する。もし、関与せず取引等に善意無過失であっても、行政による注意を受けると共に、暴力団の出入りがあつた店舗等を市民に公表する。 公表を行うことで、市民がその施設等から離れたり、注意することで市民が暴力団による事件等に巻き込まれないよう予防ができ、また、厚木市内で主に商いを行う店舗等は、暴力団の出入りがあつた等の公表による風評被害を防ぐため、より一層暴力団排除に前向きになると考える。	本市からの暴力団排除の推進は、市や県、警察本部等の取組だけでは達成することができないことから、市民や事業者の皆様がそれぞれの立場で、自発的に市や県、警察本部等と連携・協働して、取り組んでいくことが重要であるため、強制を伴う責務とせず、努力規定として役割としたものです。 なお、罰則や公表につきましては、神奈川県暴力団排除条例において規定されておりますので、本市におきましても、等しく適用されることとなります。	III
2	企業や事業者の積極的な協力は欠かせないと思う。とかく、営業妨害にこだわり表に出さない傾向になりがち。 団体の代表者への協力でなく、各事業所への協力体制づくりをされたい。	御意見の趣旨は、今後の推進体制の整備を進めるに当たって参考にさせていただきます。	II

No.	意見	市の考え方	区分
◆ 市民及び事業者に対する支援			
1	<p>私たち市民にとって暴力団はとても恐ろしい存在である。先日も有名司会者と暴力団とのかかわりが表ざたになり、芸能界引退というショッキングな報道があった。暴力団は私たちの身近で普通に生活をしているため、知らない間に関わりを持っているかもしれない。また、その子どもたちも普通に市内の学校に通学しており、子供同志のトラブルに一保護者ではなく暴力団としての力で押さえつけられることのないよう対処方法などを教えてもらえるような機会を設けてほしい。</p>	<p>御意見の趣旨につきましては、支援に関する取組の参考とさせていただきます。</p>	II
◆ 広報及び啓発			
1	<p>条例が出来上がった後には、市民一人一人が暴力に屈しないという強い意思を持ち続けるために、市を挙げてのイベントにするなどし、定期的に被害にあわないため、対処方法などを含む情報の公開と、個々の意識に根付くような啓発を再々続けて行ってほしい。</p>	<p>条例制定後の市を挙げての啓発活動につきましては、暴力団排除への理解を深め、その機運を持続的なものとするために必要不可欠なものであると考えておりますので、御意見の趣旨を取り入れてまいります。</p>	I
◆ 推進体制の整備			
1	<p>拠点を作って、情報の一元化(例えば、番屋)を図る。 相談窓口を明示(地域の市民センター等)気軽に相談</p>	<p>情報につきましては、原則として防犯対策所管課を拠点に発信等をしてまいりたいと考えております。 相談窓口につきましては、身近な窓口といたしまして、市民安全指導員(警察官○B)が、各地区市民センターに開設する移動番屋等が考えられますが、内容に個人情報等が含まれる場合や、相談内容が秘匿な場合も想定されますので、これらを踏まえて、検討してまいります。</p>	II
◆ その他			
1	<p>実施状況の検討委員会などを組織し、暴力団排除の状況を検証するとともに、この条例自体のチェックや改正にもつなげて、より効果のある条例へ改善してゆくよう、条例内に規定してはどうか。</p>	<p>実施状況の検討等につきましては、条例制定から一定の期間を経た後、各施策における暴力団排除の取組状況等に検討を加えてまいりたいと考えております。</p>	I

県条例と市条例との関係について

県 条 例	市条例	備 考
目的	目的	
定義	定義	
基本理念	基本理念	
県の責務	市の責務	
事業者の責務		県条例で対応
事業者団体の責務		
県民の役割	市民等の役割	
職員等への不当な要求に対する措置	職員等への不当な要求に対する措置	
県の契約事務における暴力団排除	契約事務における暴力団排除	
給付金の交付における暴力団排除	給付金の交付における暴力団排除	
公の施設の管理における暴力団排除	公の施設における暴力団排除	
危害が及ぶおそれがある者への保護		警察が対応
訴訟の支援	市民等に対する支援	訴訟支援は県で対応
広報及び啓発	広報及び啓発	
	暴力追放旬間	
国及び他の地方公共団体との連携	推進体制の整備	

県 条 例	市条例	備 考
	点検等	
暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域等		
禁止行為		県条例で対応
中止命令		
通報その他の措置		
警察官の措置		
情報提供その他の支援		
契約の締結における事業者の責務		
利益供与等の禁止		
利益受供与等の禁止		
宅地等の譲渡等の制限		
宅地建物取引業者による助言等		
調査		
勧告		
公表		
委任	委任	
罰則		県条例で対応
両罰規定		
附則	附則	

条例制定スケジュール

年度	23							備考
月	9	10	11	12	1	2	3	
予定	検討委員会 条例(案)	ハブコマ 結果公表 決定		議会 へ 提案	施行 周知			H24.1.1 条例施行
	庁内調整				啓発 イベント			